

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information

インフォメーション

お知らせ



**4月から蛍光管・
水銀温度計・水銀血圧計の
資源物収集を始めます**

今までは不燃ごみとして収集
していた蛍光管・水銀温度計・水
銀血圧計が、4月から資源物収
集に変更になります。出される際
はお間違いのないようお願いし
ます。

● 蛍光管収集

とき 毎月第1～4木曜(地区
割等は広報掲載のカレンダーを
ご覧ください。)

ところ お近くの資源物・不燃
ごみ等収集場所

● 水銀温度計・水銀血圧計収集
とき 役場開庁日(午前8時30
分～午後5時15分)

ところ 役場 産業環境課窓口
※蛍光管・水銀温度計・水銀血圧
計の資源収集開始は4月から
です。それまでは不燃ごみとし
て収集しますのでお間違いの
ないようお願いします。

※電子式の温度計・血圧計は対
象外です。

なお、資源物は役場前資源物
回収拠点でも収集しています。
ぜひご利用ください。

● 役場前資源物回収拠点

「MOTTAINAI」のご案内
とき 月～金曜(祝日除く)、第
2・4土曜(祝日含む)
午前9時～午後5時

問合せ先 役場 産業環境課

内線159

愛知県の特定(産業別) 最低賃金改正のお知らせ

県内の特定の産業に適用され
る6業種の特定(産業別)最低賃
金について、昨年12月16日から改
正がされました。

このため、既に昨年10月1日に
改正されている「愛知県最低賃
金」と併せ、愛知県の最低賃金
(時間額)は、次のとおりです。

地域最低賃金

- ・愛知県最低賃金 871円
- ・特定(産業別)最低賃金
- ・鉄鋼業 941円

・はん用機器製造業 911円

・精密機器製造業 875円

・電気機器製造業 883円

・輸送用機器製造業 919円

・自動車(新車)小売業 904円

問合せ先 愛知県労働局津島労
働基準監督署

☎ 0567(26)4155

HP <http://aichi-roudoukyoku.jstie.mhlw.go.jp/>

電柱にカラスの巣を

見つけたら中部電力に
ご連絡ください

毎年春先から初夏にかけてカ
ラスの巣作りが多くなります。

カラスが電柱に巣を作ると、木
の枝や針金などが電線に接触し、
停電の原因になります。見つけた
場合は、お近くの中部電力窓口へ
ご連絡ください。ご協力をお願い
します。

問合せ先 中部電力株式会社

中村営業所

☎ 0120(985)723

(平日午前9時～午後5時)

大治町公共下水道事業計画の変更に関する縦覧について

大治町公共下水道事業計画の変更に関する縦覧を次のとおり行います。計画変更では、大字砂子の一部の地区が拡大されます。

なお、事業計画の変更意見のある方は、2月15日(木)までに町に対し意見書を提出することができます(意見書は下水道課窓口および町ホームページに掲載しています)。

とき 2月1日(木)～15日(木) 午前8時30分～午後5時15分

※土日・祝日は除く

縦覧場所・問合せ先 役場 下水道課 内線140・157

共同募金へのご協力ありがとうございました

昨年12月2日(土)、町内各店舗(アオキスーパー大治店・大治南店、ピアゴ大治店、ドラッグスギヤマ大治店、元町珈琲大治の離れ)で、町内小中学生やボランティアの方等にご協力いただき街

頭募金を実施したところ、16万1352円もの募金をいただきました。

また、10月1日から12月31日の期間中に町内各地区および各小中学校、各企業様等から募金にご協力いただき、総額は、221万2661円となりました。

皆さんからの募金は、県内の民間施設への援助や地域福祉活動推進のために使わせていただきます。配分金について、詳しくは県共同募金会ホームページ(「はねつと」で検索)をご覧ください。
問合せ先 大治町共同募金委員会(社会福祉協議会内)
☎(442)0990

戦没者等の遺族に対する第10回特別弔慰金の請求は4月2日までです

対象 戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を

受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お1人に支給します。

①基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求に必要なもの

①請求窓口に着いている「特別弔慰金請求書」「印鑑届書」「現況申立書」「請求同意書」

※窓口に来庁された際にお渡しします。

②請求者本人の戸籍抄本(基準日以降のもの)

③個人番号(マイナンバー)の通

知カードもしくは個人番号カード

④印鑑

※請求者が転給遺族(弔慰金の受給者以外の遺族)の場合は、提出書類が追加されます。詳しくは、お問合せください。

請求期限 4月2日(月)(請求期限を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

請求窓口 役場 民生課

内線165・168

問合せ先 県 地域福祉課 恩給援護グループ

☎(954)6632

厚生労働省 社会・援護局 援護業務課 給付係

☎03(5253)1111

内線3426・4521

原子爆弾被爆者健康管理手当

被爆者の健康の保持および福祉の増進を図るため、手当を支給します。

対象 被爆者健康手帳を所持

し、町内に住所を有する方

申請方法 被爆者健康手帳の写し・印鑑・銀行口座の分かるものを持参し、申請してください。すでに申請済の方は手続き不要です。

支給額 月額3500円
※申請をした月の翌月から支給されます。

支給月

・3月(前年10月～3月分)
・9月(4月～9月分)

問合せ先 役場 民生課

内線165・168

ご自宅に「光」で防犯対策を センサーライト補助金

泥棒は「光」を嫌います。泥棒が嫌がる住環境を作るため、センサーライトを取り付けませんか。住宅にセンサーライトを購入設置した方に対し、補助金を交付します。

対象 町内に住所を有する方(住民基本台帳に記載)で、平成29年4月1日から平成30年3月31日までにセンサーライトを購入設置した方

※補助の対象は1世帯につき1基を限度とし、昨年度以前に補助を受けた世帯は対象となりません。

補助金額 センサーライト購入設置金額の2分の1以内とし、20000円を限度額とします。

(1000円未満切り捨て)
※別途購入した乾電池等の電源費用を除く

詳しくは、役場窓口または町ホームページでご確認ください。

(センサーライトは、20000円程度からホームセンターなどで販売されています。)

申込・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151

防犯対策防犯カメラ等補助金

防犯対策防犯カメラ等補助金

安全で安心して生活できる地域社会を実現するために、防犯対策として、戸数10戸以上の集合住宅の共用部分等や駐車台数10台以上の駐車場に防犯カメラ等を購入し、今年度設置する管理組合、所有者の方に対し、補助金を交付します。

対象 町内に所在する①～③に

該当する方で、県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」のほか町が定める条件、遵守事項等を遵守できる方

① 分譲マンションは、戸数10戸以上の物件の管理組合

② 賃貸共同住宅(社宅、寮等を除く)は、戸数10戸以上の物件の所有者

③ 駐車場は、自動車10台以上駐車可能な物件の所有者

※補助金の交付は、1対象者につき1回限りとします。

補助金額 防犯カメラ等購入設置金額の2分の1以内とし、5万円を限度額とします。(1000円未満切り捨て)

※維持管理費用、地代・占用料等は除きます。

申請方法等 防犯カメラ等を設置しようとする方は、事前に役場防災危機管理課へご相談ください。

※予算の範囲内で補助金を交付します。申請の受け付けを停止します。

受付期間 平成29年4月1日～平成30年2月末日

申込・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151

募集



普通職業訓練4月入校生
(短期過程)

職業を転換しようとする方および新たな職業に就こうとする方々を対象に、職業訓練生を募集します。

応募資格 義務教育修了程度以上の学力を有する求職中の方

訓練科目 ①電気機器科 ②総合造園科

訓練期間 各1年(授業料無料)

定員 各30名

選考日 ①3月2日(金) ②3月6日(火)

申込方法 2月16日(金)までに最寄りの公共職業安定所へお申し込みください。

見学会 2月6日(火)午後2時

問合せ先 一宮高等技術専門校
☎0586(51)1251

県消費生活モニター

県では、消費者を取り巻くさまざまな問題に対応するため、消費生活モニターとして消費者行政の推進にご協力いただける方を募集します。

モニターの主な仕事

- 1 日常生活の中で危険と思われる商品、不当な表示、悪質商法、生活必需品の価格動向などの観察・情報提供
- 2 消費生活に関するアンケートへの回答(年1回程度)
- 3 生活必需品などの需給・価格調査(県が特に必要とした場合)
- 4 消費者行政に関する意見・要望の提出
- 5 地域・周囲などへの消費生活に関する情報の提供
- 6 研修会(年1回の予定)への出席(交通費は自己負担)

応募条件

県内在住の満20歳以上の方(公務員、公職選挙法による公職者は除く)

任期 県が依頼した日から平成31年3月31日まで

謝礼 年額1500円以内(予定)

申込方法 市区役所、町村役場、

各県民事務所等の県民相談室広報コーナーで配布する所定の応募用紙に必要事項を記入の上、お申し込みください。応募用紙は県ホームページにも掲載します。

募集期限 2月23日(金)(消印有効)

申込・問合せ先 県 県民生活課

☎(954)6163

FAX(972)6001

HP <http://www.pref.aichi.jp/kennin/shohiseikatsu/bout/monitor.html>

相談



保育所等就職支援相談窓口

町では、保育士資格を持ちながらも現在保育現場で働いていない「潜在保育士」の現場復帰や保育士資格の取得を目指す方を支援し、保育人材の安定的な確保を図るため「保育所等就職支援相談」を始めました。

公立保育所の所長経験のある相談員が町内の保育所等への就職を支援します。雇用形態は正規、非正規を問いません。お気軽にご相談ください。

対象 保育士、保育教諭(資格取得予定者を含む)

相談方法 事前に相談日を電話で予約し、予約した日時に子育て支援課へお越しください。

紹介先 町内の保育所、認定こども園、小規模保育事業所等
問合せ先 役場 子育て支援課
内線141

無料法律相談

弁護士による無料法律相談を行います。相談時間は1組25分程度で、受付順とします。

なお、相談は事前に予約が必要です。

プライバシーは厳守します。お気軽にお申し込みください。

とき 2月27日(火)午後2時～4時

ところ 総合福祉センター1階相談室

定員 4組(要予約)

申込・問合せ先 社会福祉協議会

☎(442)0990

※心配ごと相談も、毎月第1・3火曜、午後2時～4時に開設しています。あわせてご利用ください。

心配ごと直通電話

☎(442)7793



若年者就職相談窓口

町では、「やりたい仕事が見つからない」「就職に向けてどうしてよいかわからない」など、就職に関するさまざまな悩みを持つ若年者やその家族を対象に、あま市・蟹江町・清須市と広域で相談窓口を開設します。専門のアド

お知らせ

募集

お願い相談

スポーツ催し

講座・教室

バイザーが相談に応じますので、ぜひご利用ください。

なお、開設場所はおま市となりますので、ご注意ください。

とき 2月26日(月)午後1時～4時

ところ あま市役所本庁舎 1階 相談室

対象 45歳未満の若年者(学生含む)またはその家族

定員 3名(先着順、1人50分)

相談料 無料

申込方法 相談日の1週間前までに電話でご予約ください。

申込・問合せ先 役場 産業環境課 内線124

個人事業者の方の所得税・消費税確定申告の ご相談は、商工会へ

商工会では、中小企業の事業主の方々を対象に、所得税確定申告・消費税確定申告の個別指導相談会を次の日程で開催します。申告期限間近になると大変混み合いますので、できるだけ早い機会にお出掛けください。

また、記帳でお悩みの方、新しく記帳を始める方、記帳について相談を受けたい方、白色申告の方もお気軽にご相談ください。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もこの機会にご相談ください。

とき 2月16日(金)・27日(火) 3月1日(水)・7日(水)・12日(月)

ところ 商工会館 研修室

問合せ先 商工会

電話 (442) 4511

海部地域消費生活センター

海部地域にお住まいの方なら誰でも利用できます。

訪問販売やインターネット、マルチ商法などの契約に関するトラブル、悪質商法や商品・サービスに関するトラブル、多重債務などに専門の相談員が応じます。少しでも不安に感じたら、1人で悩まずに窓口または電話でご相談ください。

相談時間 月～金曜 午前9時～午後4時30分

相談料 無料

巡回相談 センターでの相談のほか、海部地区の市町村で週1回相談を受け付けます。

本町は、毎週火曜 午後1時30分から4時まで役場 2階 第8会議室で相談できます(相談日時、場所は変更となる場合があります)。

相談・問合せ先 海部総合庁舎 1階 海部県民センター内 海部地域消費生活センター

電話 0567(23)0150

スポーツ



体育協会主催 柔道教室

とき 3月2日(金)・7日(水)・14日(水)・28日(水) 午後7時(全4回)

ところ 大治中学校 柔剣道場
対象 町内在住・在勤で5歳以上の方

参加費(傷害保険料を含む)

1人 400円

※教室中の傷害については応急手当をしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

指導内容 柔道の基本動作

指導員 (公財)日本体育協会公認スポーツ指導員(柔道コーチ)、全日本柔道連盟公認指導員

その他 女性の方は、柔道衣の中に着るTシャツを用意してください。

申込期間 2月5日(月)～23日(金)

主管クラブ 大治柔道育英会
申込・問合せ先 スポーツセンター
電話 (443) 7077



講座・教室



知っていると得する会社登記のはなし ～商業登記セミナー～

商業登記制度は、経済取引が安全かつ円滑に行われるために重要な制度であり、この商業登記制度が機能するためには、適切に登記手続きが行われ、正確な情報が公示されることが必要です。近年は、商業登記制度に関する法改正が幾度となく行われています。いま一度、中小企業を始めとする会社経営者および総務事務担当者の方に、商業登記制度の意義や役割をご理解いただき、適切に登記制度を利用するための知識や登記を怠った場合等の不利益等について、学んでいただけるセミナーを次のとおり企画します。

ぜひご参加ください。

とき 2月14日(水)午後2時～3時40分

ところ 愛知県司法書士会

対象 中小企業経営者および総務事務担当者の方

内容

- ・第1部 商業登記制度とは(名古屋法務局)
- ・第2部 ちゃんと知ってる? 自分の会社(愛知県司法書士会)

講師 名古屋法務局職員および愛知県司法書士会会員

定員 100名

参加費 無料

その他 セミナー修了後、希望者は、司法書士会会員が個別相談にも対応する予定です。

申込・問合せ先 愛知県司法書士会(担当 山田)

☎(683)6683

※申込用紙は、県司法書士会のホームページからダウンロードできます。

2月の公民館ロビー展示

つるし飾り展

2月1日(木)～3月3日(土)

●文化協会

※日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。

コミュニティ(ふれあい)センターをご活用ください!

ハツ屋防災コミュニティセンター、砂子東部防災ふれあいセンター、西條防災コミュニティセンターは、町民であれば、誰でも利用することができます。サークル活動や話し合いの場としてぜひご活用ください。

また、施設予約システムで空き状況確認や予約申込を簡単にすることができますので、併せてご利用ください。

※予約の申し込みには、事前に窓口での利用者登録申請が必要です。

施設名	ハツ屋防災コミュニティセンター	砂子東部防災ふれあいセンター	西條防災コミュニティセンター
開館時間	午前9時～午後10時		
休館日	火曜(祝日の場合は、翌日)・年末年始(12月28日～1月4日)		
部屋	多目的ホール、和室、料理実習室	多目的ホール、和室	多目的ホール、和室
使用料	200円～		
申請場所	役場 企画課 午前8時30分～午後5時15分・ハツ屋防災コミュニティセンター 午前9時～午後10時		
申請期間	2カ月前から利用日当日		

使用料や詳しい施設の使用方法については、町ホームページをご覧ください。

問合せ先 役場 企画課 内線163

施設予約
システム
QRコード

